

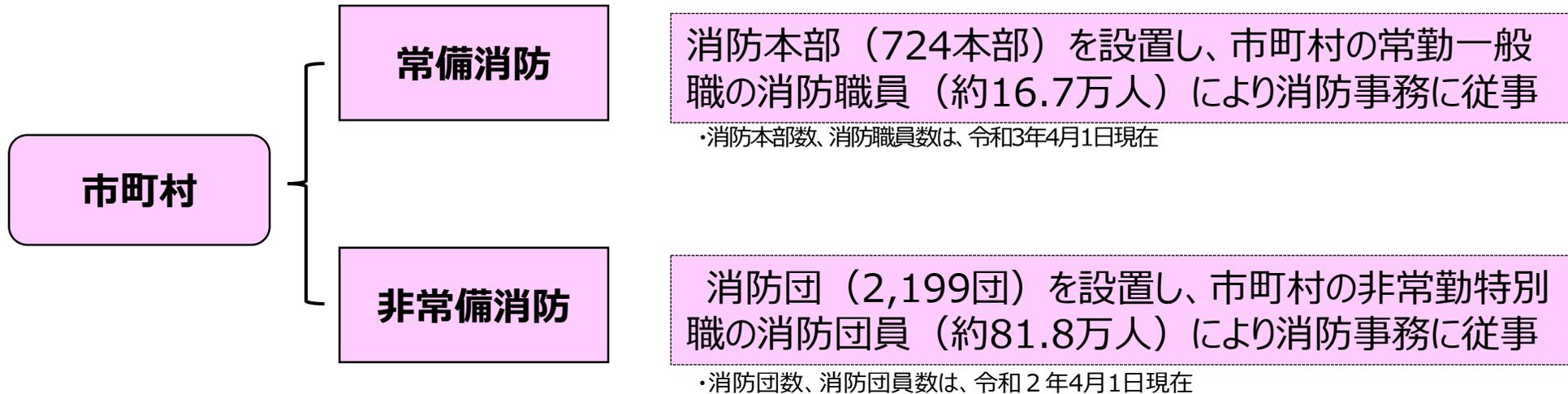


消防の組織

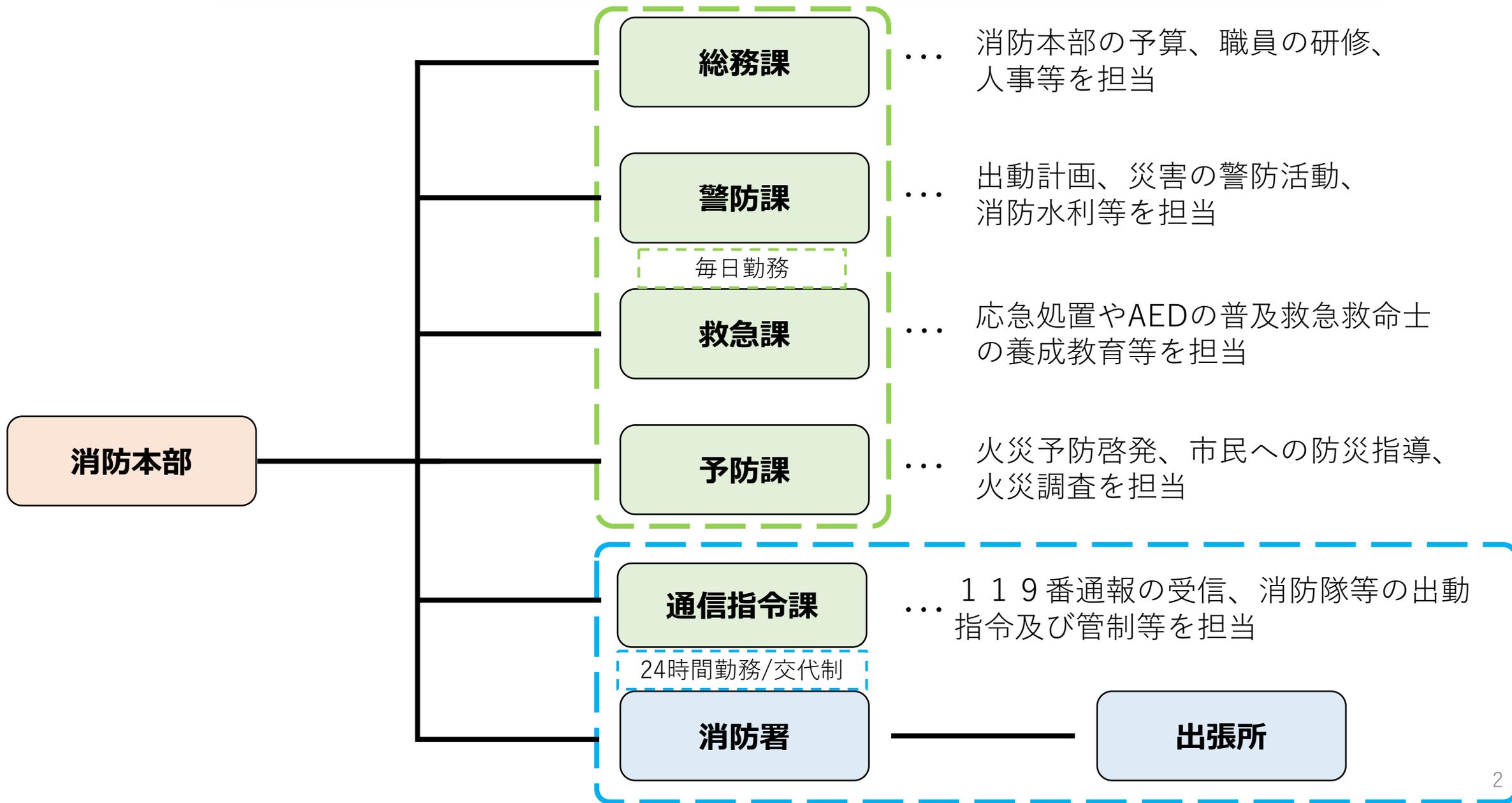
・「市町村消防の原則」（消防組織法第6条）

* 都道府県は消防学校の運営や消防防災ヘリコプターの運航等を行っている。

- ・消防庁では、制度の企画・立案業務や緊急消防援助隊の運用、緊急消防援助隊が使用する特殊車両や装備等の整備等を実施



消防本部の組織 <一例>



消防署・出張所 活動隊<一例>

指揮隊

- … 災害現場で各隊を統括し、指示を出す。
- … 救助隊員、消防隊員等を経験し、災害経験を積んだ隊員が配属される。



指揮車

消防隊

- … 消火活動を主な任務とし、多様な災害に対応する。
- … 消防吏員になると初めに配属される。



消防車

救急隊

- … 傷病者の救命処置、病院への搬送をする。
- … 国家資格を有する救急救命士等が配属される。



救急車

救助隊

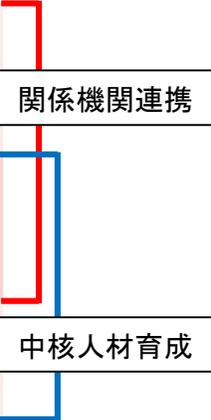
- … 人命救助を専門とし、特殊な車両や様々な資機材を駆使する。
- … 消防隊で多くの災害を経験し、体力精神力が強靱な隊員を消防長が任命する。



救助工作車

救助隊を基にした一般的なキャリア形成（例）

	東京消防庁		名古屋市消防局		水戸市消防局	
職員定数	18,661人		2,413人		341人	
区分	特別区		政令指定都市		中核市	
階級	経験年数	役職	経験年数	役職	経験年数	役職
消防司令長	15～20年目	警防課長等	25年目～	警防課長 大隊長 (指揮官)	25～30年目	警防課長等 大隊長
消防司令	10～20年目	大隊長	15～25年目	警防係長 中隊長 (部隊運用担当官)	15～20年目	警防係長等 高度救助隊長 特別救助隊長
消防司令補	5～10年目	消防救助機動部隊機動救助隊長 特別救助隊長	5～10年目	特別高度救助隊小隊長 高度救助隊小隊長	7～15年目	高度救助隊副隊長 特別救助隊副隊長
消防士長 消防副士長	3～5年目	消防救助機動部隊隊員 特別救助隊員(正規)	3～5年目	特別高度救助隊員 高度救助隊員	3～7年目	高度救助隊員 特別救助隊員
消防副士長 消防士	2～3年目	特別救助隊員(予備) ↑ 特別救助技術研修 庁内選抜試験 はしご隊員等 ↑ 消防(ポンプ)隊員	2～3年目	↑ 消防学校救助課程入校 署内選抜試験 消防(ポンプ)隊員	2～3年目	↑ 消防長任命 消防(ポンプ)隊員



救助隊の編成（救助省令において規定）

種類・配置	隊員教育・編成	保有車両	主な保有救助資機材	救助隊数 (R3.4.1現在)	救助隊員数 (R3.4.1現在)
救助隊 (省令第3条) ※市町村消防署の数の救助隊を配置	人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成	救助工作車 (又はその他の消防用自動車)	○NBC関連資機材 可燃性ガス測定器、防毒マスク ○一般救助資機材 空気呼吸器、エンジンカッター、救命策発射銃 等	750隊	13,055人
特別救助隊 (省令第4条) ※人口10万人以上の市町村で救助隊のうち1隊を配置	同上	救助工作車	<u>上記資機材に加えて</u> ○NBC関連資機材 陽圧式化学防護服、放射線防護服、有毒ガス測定器 等 ○一般救助資機材 大型油圧スプレッター、マット型空気ジャッキ、削岩機 等	518隊	8,462人
高度救助隊 (省令第5条) ※特別区、中核市、指定都市の特別救助隊のうち1隊以上を配置	人命の救助に関する専門的かつ高度な教育(NBC災害対応含む。)を受けた隊員5人以上で編成	救助工作車	<u>上記資機材に加えて</u> ○高度救助用器具 画像探索機、地震警報器 等 +地域により △携帯用化学剤検知器 △携帯用生物剤検知器	127隊	2,173人
特別高度救助隊 (省令第6条) ※特別区、指定都市の高度救助隊のうち1隊以上を配置	同上	・救助工作車 ・特殊災害対応自動車(陽圧式等) +地域により △大型除染システム車 △ウォーターカッター車 △大型ブローカー車	<u>上記資機材に加えて</u> ○NBC関連資機材 化学剤検知器、生物剤検知器 ○高度救助用器具 電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置、水中探査装置、 +地域により △検知型遠隔探査装置(ロボット)	27隊	680人

○救助隊員の要件

■救助省令第2条

「…救助隊は、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成するように努める…」

■「救助活動に関する基準」

(救助隊員の資格)

第六条 救助隊員(消防団員を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する消防職員をもつて充てるようにしなければならない。

- 一 消防大学校における救助科又は消防学校の教育訓練の基準(平成十五年消防庁告示第三号)に規定する消防学校における救助科を修了した者
 - 二 救助活動に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者として消防長が認定した者
- ※実態として、十分な教育訓練を経ていない者が隊員となるケースもある状況。

○救助に関する専門的な教育

・「消防学校の教育訓練の基準」において、救助科の標準的な教科目、時間等を設定

教科目	時間数
講話	1
安全管理	21
災害救助対策	21
救急	7
救助器具取扱訓練	21
救助訓練	30
総合訓練	30
体育	3
効果測定	5
行事その他	1
計	140

第2-4-1表 消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

	(人)	
	平成30年度	令和元年度
初任教育	5,364	5,315
専科教育	10,017	10,113
警防科	1,201	1,200
特殊災害科	704	642
予防査察科	1,112	1,065
危険物科	447	389
火災調査科	1,130	1,226
救急科	3,748	3,906
准救急科		4
救助科	1,675	1,681
幹部教育	3,835	3,554
初級幹部科	2,301	2,294
中級幹部科	1,131	882
上級幹部科	403	378
特別教育	12,828	11,596
合計	32,044	30,578

(備考)「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成